主

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人東中光雄、同橋本敦、同佐々木静子、同正森成二の上告趣意中、違憲(三一条、三七条違反)をいう点は、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、上告適法の理由にあたらない。その余も、事実誤認、単なる法令違反主張で、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年五月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	玄隹
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	/]\	郷